辺

	周波数帯	準尖頭値の測定値
18　利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度又は電界強度	(1)　10 kHz 以上 50 kHz以下	（　）
	(2)　50 kHz を超え 150kHz以下	（　）
	(3)　150 kHzを超え 490kHz未満	（　）
	(4)　490 kHz 以上 1,705kHz以下	（　）
	(5)　1,705 kHz を超え2,194kHz未満	（　）
	(6)　2,194 kHz 以上 3.95MHz未満	（　）
	(7)　3.95 MHz 以上 20MHz未満	（　）
	(8)　20 MHz 以上30 MHz以下	（　）
	(9)　30 MHzを超え 47MHz未満	（　）

短　　辺　　（日本工業規格Ａ列４番）

(3)　３枚目

試 験 成 績 表
（その２）

長

	周波数帯	準尖頭値の測定値	19　測 定 条 件 等
	(10)　47 MHz 以上 68 MHz以下	（　）	
	(11)　68 MHzを超え 80.872MHz以下	（　）	
	(12)　80.872 MHz を超え 81.848 MHz未満	（　）	
	(13)　81.848 MHz 以上87MHz未満	（　）	
	(14)　87 MHz 以上 134.786MHz以下	（　）	
	(15)　134.786 MHz を超え136.414 MHz未満	（　）	
18　利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度又は電界強度	(16)　136.414 MHz 以上156MHz以下	（　）	
	(17)　156MHzを超え 174MHz未満	（　）	
	(18)　174 MHz 以上 188.7MHz以下	（　）	
	(19)　188.7 MHzを超え190.979 MHz未満	（　）	
	(20)　190.979 MHz 以上230MHz以下	（　）	
	(21)　230MHzを超え 400MHz以下	（　）	
	(22)　400MHzを超え 470MHz未満	（　）	
	(23)　470 MHz 以上 1,000MHz以下	（　）	

辺

短　　辺　　（日本工業規格Ａ列４番）

注１　施行規則第46条第１項の規定により型式についての指定を受けようとする場合の記載は、次のとおりとする。

(1)　整理番号の欄及び指定番号の欄は、記載しないこと。

(2)　１の欄は、高周波発生装置が組み込まれているきよう体の型式名を記載すること。

(3)　３の欄の記載は、次によること。

ア　「自励発振」、「自励発振（周波数自動追尾方式）」のように記載すること。

イ　高周波発生装置が２以上あるものは、それぞれの装置ごとに記載すること（４の欄から８の欄までの記載において同じ。）。

(4)　４の欄は、利用周波数が切換可能なものは「（何）kHz及び（何）kHzに切換え」のように記載し、連続して変更可能なものは「（何）kHzから（何）kHzまで連続可変」のように記載すること。

(5)　５の欄は、４の欄のそれぞれの利用周波数の変動幅を「（何）kHzから（何）kHzまで」のように記載すること。この場合において、利用周波数が連続して変更可能なものは、その範囲内の最低周波数と最高周波数を利用周波数とし、それぞれの変動幅を記載すること。

(6)　６の欄の記載は、次によること。

ア　高周波出力の定格値を記載すること。ただし、高周波出力が２以上の段階に切換可能なものはそれぞれの定格値を記載し、高周波出力が連続して変更可能なものは高周波出力の定格値の最大値と最小値を記載すること。

イ　高周波発生装置が２以上あり、かつ、同時に使用することが可能なものは、それぞれの装置の高周波出力の最大定格値の合計を記載すること。

(7)　７の(1)から(3)までの欄は、最大の値の設計値をデシベル（１マイクロボルトを０デシベルとする。）で記載すること。

(8)　８の(1)から(23)までの欄は、高周波発生装置から10メートルの距離における最大の値の設計値をデシベル（(1)から(8)までの欄は毎メートル１マイクロアンペアを０デシベル、(9)から(23)までの欄は毎メートル１マイクロボルトを０デシベルとする。）で記載すること。

(9)　９の欄は、振動子の種類を「電歪型」、「磁歪型」のように記載すること。また、振動子の型名（振動子の種類及び電気的特性が同じものであって、形状により型名が異なるものは、代表的な振動子の型名）を記載すること。